

平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也
(コード番号：8907 東証第1部)
問い合わせ先 広報・IR室長 手 嶋 伸 也
電 話 番 号 03-3295-8408

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、定款の一部変更についての議案を平成 21 年 6 月 20 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 将来の普通株式の発行に備えるため、発行可能株式総数の増加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されました。
これに伴い、当社定款規定のうち不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記変更案に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、600,000 株とする。	第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,300,000 株</u> とする。
第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	第 6 条 (現行どおり)
第 7 条 (株券の発行) 当社は株式に係る株券を発行する。	(削除)

<p>第8条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第9条 (株式取扱規程) <u>当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条 (基準日) (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章～第7章 (条文記載を省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第7条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削除)</p> <p>第8条 (株式取扱規程) <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章～第7章 (現行第10条～第48条のとおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月20日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月20日(予定)

以 上